

令和6年10月24日

(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校建設工事 遅延に関する報告書

中 津 川 市

【事案の概要】

中津川市は下野小、福岡小、高山小の3つの小学校を統合し、令和5年4月から新たな場所に建設する新校舎で新学期を迎えるため、令和3年9月22日に「(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校建設工事」請負契約を締結、工期を令和5年2月28日までとし、建設工事を進めてきました。しかし、令和5年2月7日にこのうちの建築主体工事の施工者（中島・岡山特定建設工事共同企業体）から市長に対し遅延理由書が提出され、令和5年4月30日まで遅延する見込みであると申入れがされました。（令和5年3月10日には令和5年7月10日まで遅延する見込みであるとの申入れがされました。）

そのため市は令和5年4月からの新学期は3小学校を統合し、新校舎完成までの間に使用する仮の校舎として、3校の内1校（旧福岡小）を急遽利用できるよう、エアコンの設置や職員室の改修などを行い、運営に必要な職員等を補充しました。

また、新校舎に隣接する新築予定の福岡学校給食共同調理場も建設が遅れたため、旧福岡小学校調理場などを継続運用することとし、調理員を増員するなどの対応を行いました。その後、当該建設工事は令和5年7月7日に完成し、令和5年7月29日に竣工式を行い、夏休み明けから新校舎において学校生活が開始されました。

【事案の検証】

市は工事遅延原因の調査を実施する為、令和5年4月に庁内検証グループを立ち上げ、工程会議等の資料収集や市側担当者の聞き取りなどの遅延原因の調査を実施し、限定的な根拠に留まる暫定的な検証を行いました。

令和5年9月には、市及び工事関係者と利害関係のない弁護士に事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を依頼し、令和6年2月5日に当市へ調査報告書が提出されました。

【遅延の原因】

市は、これまでの庁内及び弁護士の調査報告等を踏まえ、工事遅延の原因は、人員不足や管理体制の不備により、着工後の比較的早い時期から工程の遅れが見られ、それらが積み重なるとともに、世界的な原材料、資材の不足及び全国的な職人の不足等の社会情勢により遅れを取り戻すことができなかったという、複合的な要因によるものと判断し、その原因を次のとおり取りまとめました。

1. 人員の著しい不足

本来であれば複数名で担当すべき業務を担当者1人が行うなど、施工者の人員の著しい不足という状況が、施工図の作成・提出等の遅れを生み、その結果、各工種の施工の遅れを生んだ。

2. 経営陣による人員確保

人員の不足は、工事に関わっていた従業員が共通して持っていた問題意識であったが、経営陣により工期を間に合わせるために十分な人員の確保、配置を図ることができなかった。

3. 管理体制の不備

各種図面の作成・提出状況や承認状況を総括的に管理する仕組みが整っておらず、工事が進行するにつれ、各種図面の作成・提出状況を適時適切に把握することが困難となり、承認未了の状況のまま放置されるような状況に陥り、発注、納入及び施工の遅れにつながった。

4. 世界的な原材料、資材の不足及び全国的な職人の不足

コロナ禍による工場の稼働不足やロシアのウクライナ侵攻の影響により「世界的な原材料、資材の不足、高騰」が生じており、通常よりも原材料、資材の確保に時間を要する状況にあった。また、建設業界では慢性的な職人の不足にコロナ禍における労働環境の変化が拍車をかけ、全国的に職人が不足するという厳しい状況下にあった。

こうした状況により 1 から 3 の原因等により生じた工程の一時的な遅れを挽回することが困難な状況となり、結果として、最終的な工期の遅延につながった。

【市の支出額】

項目	市支出額
1. 工事の遅延により市が負担した額	16,474,505 円
旧福岡小学校改修費等（エアコン、教室整備等）	10,792,045 円
その他遅延に関する費用（スクールカウンセラー・調理員人件費等）	5,682,460 円
2. 第三者が施工する関連工事に及ぼした費用	5,309,683 円
新ふくおか小学校建設工事（電気・機械設備工事）	5,309,683 円
合計	21,784,188 円

【費用負担】

市は上記支出を、（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（建築主体工事）の遅延に伴い発生したものと判断し、施工者である共同企業体に負担を求めました。

市の求めに対し、共同企業体より 21,784,188 円を市へ支払う旨の申し出があったことから、市はこの申し出に応じ、和解することとしました。

なお、上記を踏まえ、市は施工者に対し「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第 8 条の規定に基づき令和 6 年 10 月 10 日付けで文書による注意を行いました。

【市の再発防止策】

調査報告書により示された再発防止策を受け、市は以下のとおり建築工事における正当な理由なき工事の遅延を招かないよう再発防止に努めます。

1. 工事に遅延を生じさせないよう、市、施工者及び設計監理者による工程会議で情報を共有し、全体の工程管理を徹底する。
2. 工事の遅延が生じることが認められた場合、施工者は速やかに報告するとともに、その改善方法を書面で提出し、市と協議の上承認を得ることを徹底する。
3. それでもなお工事の遅延が解消されない場合は、設計監理者同席のもと、施工者の経営陣と直接対応を協議する。
4. 施工者に対して、資材や労働力の確保に不手際、工程管理の誤りなど、正当な理由なき工事の遅延については、契約約款に定める内容如何に関わらず、それにより生じた費用を負担させる。

なお、上記 2 及び 4 については、令和 6 年度から市が発注する建築工事における「現場説明事項」に明示しています。